

退職給付会計の制度

一、 退職給付とは

1、 制度面

退職給付には、退職一時金と企業年金が含まれる。

(1)、 退職一時金

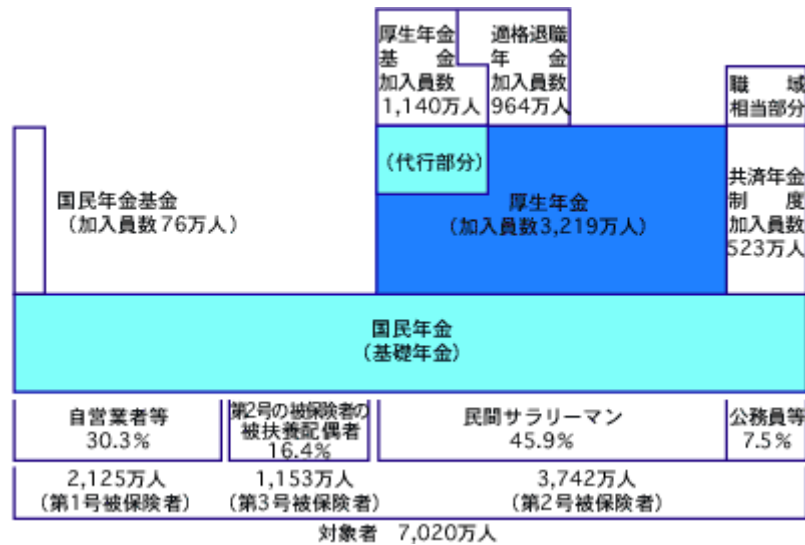
退職一時金は、退職したときにもらえるお金。法的制度はなく、企業に退職金を支払う義務はない。近年では廃止の動きが広がっており、具合的には、ワタミは廃止、パナソニックは選択制としている。

中小企業では運用したり、お金を用意したりするのが大変なので、厚生労働省所管の中小企業退職金共済に掛金を払って運用委託したりする。税務的には、退職から三年以内に支払わなければならない、一年の退職金支払額が一千万以下の場合、税金はとても安い。だから、「社長の退職金は三千万」というのが非上場の中小・零細企業では相場となっている。(以上、余分な話でした。)

(2)、 企業年金

我が国では多くの大企業は退職給付に企業年金を利用している。

企業年金と他の年金の関係は、下記の図のようになっている。



国民皆保険体制で、全成人には国民年金への加入義務がある。(1階部分)

更に、民間サラリーマンには手厚い厚生年金に加入義務があり(サラリーマン以外の人に加入権は認められない)、その保険料は半分は給与から差し引かれ、半分は会社が負担する。(2階部分)

さらに更に、大企業にはその企業独自の『企業年金』なるものがReadyされ、公務員よりも厚い優遇を受けている。(3階部分)

(以上、格差の話でした。)

その企業年金には、確定拠出型と確定給付型がある。その違いは下図の通り。

| | 確定拠出年金 | 確定給付年金 |
|-----------|---------------|-------------|
| 掛け金(積立金) | あらかじめ確定 | 運用実績などにより変動 |
| 給付 | 運用実績により変動 | あらかじめ確定 |
| 運用指図と運用責任 | 加入者(従業員) | 企業 |
| 運用プランの変更 | できる | できない |
| ポータビリティ | あり | なし |
| 掛金拠出の主体 | 企業型:企業 個人型:個人 | 企業 |
| 個人の資産状況 | わかる | わからない |

企業年金制度の詳細は別紙参照。

退職給付会計は、このうち確定給付制度を前提とするものである。

2、 認識面

退職給付金の認識について、下記の三つの説がある。

- ✚ 賃金後払説
- ✚ 功績報奨説
- ✚ 生活保障説

これらの内、企業会計においては、一般に賃金後払説が採られる。従って退職給付も賃金・給与と同様に労働の対価とされるため、給付権等の如何に拘わらず労働があれば費用・引当金を計上しなければならない。

二、 退職給付会計とは

1、 定義

退職給付会計について、Puzzle Ringsというサイト¹では、以下のように説明されており、ここでも、下記の定義を採用する。

『退職給付会計は、退職給付の支給方法や退職給付の積立方法の違いに関係なく、一定期間の労働対価等の事由に基き、企業が将来負担すべき退職給付額のうち、期末までに発生している部分を退職給付に関する債務として財務諸表に計上するものです。』^[1]

2、 意義と目的

(1)、 会計基準上の意義と目的

企業会計原則の貸借対照表原則註解 18 では、下記の四つを満たす場合に、その「当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するもの」としている。

- ✚ 将来の特定の費用又は損失であること
- ✚ その発生が当期以前の事象に起因すること
- ✚ 発生の可能性が高いこと
- ✚ 金額を合理的に見積もることができること

以上を踏まえると、退職給付金は費用及び引当金として計上すべきものであることが分かる。

¹ <http://www.prings.com/index.html>

(2)、 社会的な意義と目的

退職給付会計が、その重要性を高めた背景には下記の三つが挙げられる。

- ✚ IFRS へのコンバージェンスの必要性
- ✚ 財務諸表の比較可能性への社会的要請
- ✚ 低金利化により定額給付制度を維持するのに多額の費用が必要となったこと

以上の理由から、退職給付金に係る状況等を統一された基準で財務諸表に計上する必要がある。

三、 用語細説

用語をアイウエオ順に細説します。

1、 過去勤務債務

過去に退職給付債務として引当金に繰り入れるべきであったにも拘わらず繰り入れられていない額。就労規定の変更等により生じる。平均勤務年数で償却する。

2、 期待運用収益

年金資産の運用結果として期待される収益。年金資産の一部として扱われる。

3、 期待運用収益率

年金資産の運用結果として期待される収益(利子)率。

4、 勤務費用

各期の労働の対価として見込まれる退職給付に係る費用。実際の計算は割引計算による。

5、 実運用収益

年金資産の実際の運用収益。

6、 死亡率

各社員の年齢毎の死亡の率。

7、 数理計算上の差異

期待運用収益と実運用収益の差額。平均勤務年数で償却する。

8、 退職給付債務

当期時点で発生している退職金の支払債務。当期の貨幣価値により算定するため、割引計算が必要となる。

9、 退職給付引当金

退職給付に係る引当金。

10、 退職給付費用

退職給付に係る各期における費用。

11、 退職給付見込額

各期の退職給付金の支払見込額。

12、 退職率

各社員の年齢毎の生存退職の率。過去の実績等から算定される。

13、 年金資産

退職給付金の財源とする目的で積み立てられている資産。

14、 未確認過去勤務債務

過去勤務債務の内、未償却の部分。

15、 未確認数理計算上の差異

数理計算上の差異の内、未償却の部分。

16、 予定昇給率

各社員の予定される昇給の率。過去の実績や就業規則等に基づいて算定される。合理的な見積もりが可能であり、確実性を有する場合のみベースアップを考慮することができる。

17、 利息費用

期首時点の退職給付債務に係る利息。

18、 割引率

貨幣価値の変動率。債券の金利から求められる。

四、 計算

1、 退職給付見込額の計算

まず、現在就労中の全社員につき、全年度の退職給付見込額を計算する。これは、企業年金のルール・就業規則の退職一時金・定年退職に関する規定の他、自己都合退職率・退職事由や支給方法の発生率・死亡率等を加味して計算する。この計算は、モノスゴク大変。

2、 想定勤続年数の計算

その社員が何年ぐらい勤続することが想定されるか計算する。

3、 勤務費用の計算

退職給付見込額を想定勤続年数と割引率で除し、当期分の勤務費用とする。

4、 利息費用の計算

期首の退職給付引当金に割引率を掛け、利息費用とする。

5、 退職給付費用の計算

勤務費用と利息費用と、過去勤務債務と数理計算上の差異の当期償却額を足し、期待運用収益を引いて当期の退職給付費用とする。

五、 参考文献

あずさ監査法人 企業会計講座 http://www.azsa.or.jp/b_info/ps/kouza/index.html